

トヨタ南海 Presents オートテスト

特別規則書

公示

本大会は、FIA国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した一般社団法人日本自動車連盟（JAF）の国内競技規則およびその付則、スピード競技開催規定および本特別規則書にしたがってクローズド競技として開催される。

第1条 競技会の名称

トヨタ南海 Presents オートテスト

第2条 第2条 競技種目

スピード競技（オートテスト）

第3条 競技格式

クローズド格式

第4条 主催者（オーガナイザー）

ちーむ時間割 住所：堺市南区高倉台2丁32-18

代表：橋本 道彦

第5条 開催日程

2022年10月30日（日）

第6条 開催場所

舞洲スポーツアイランド 特設駐車場

第7条 大会役員

審査委員長 岩月 辰文

審査委員 深津 勇人
組織委員長 澤田 瞳夫
組織委員 木村 夏実
橋本 道彦

第8条 競技役員

競技長 橋本 道彦
コース委員長 大澤 裕
技術委員長 本山 泰久
計時委員長 世古 詩織
事務局長 橋本 道彦

第9条 参加車両

保安基準に適合したナンバー（自動車登録番号票または車両番号票）付車両

第10条 参加資格

- 1) 四輪自動車運転免許証を所持している方
- 2) 誓約書は大会当日の受付時に署名捺印が必要です。（印鑑ご持参ください。認印可。）
- 3) 同一車両での重複参加は2名までとします。
- 4) 運転者以外に助手席への同乗（6歳以上で身長が140cm以上の方）が認められます。

第11条 参加台数

30台

第12条 競技

同一2コースを各1回ずつ走り、ベストポイントにて順位を決定する。

第13条 参加料（1名あたり）

JAF会員 4,000円

一般 5,000円

【振込先】

三菱UFJ銀行 泉ヶ丘（いずみがおか）支店

普通 4635326 0s 株式会社

（振込手数料はご負担お願いします。）

第14条 参加申込み

1) 参加申込み方法

Web 応募フォームまたはトヨタ南海の各店舗にて申し込み、費用は上記銀行振込とする。

2) 参加申込締切

開催日前日まで。

（但し、予定台数になり次第締め切ります。）

3) 参加申込受理

参加受理の通知はWebにて掲載。

第15条 タイムスケジュール（予定）

【スケジュール】

【ゲートオープン】 8:00～

【受付】 8:50～9:20

【慣熟歩行】 8:00～9:10

【ブリーフィング】 9:15～9:30

【競技会】 9:40～

【表彰式】 競技終了後

変更になる場合がありますので予めご了承ください。

詳細は当日発表いたします。

第16条 賞典

各クラス1～3位を表彰します。

第17条 計時

- 1) 計測は車両前部がスタートラインからフィニッシュラインを通過するまでの間とします。
- 2) 手動式ストップウォッチまたは自動計測装置を使用して1／10秒まで計測します。

第18条 順位の決定

- 1) 競技は、慣熟走行1回後タイムアタック1回、ベストポイントが最も少ない参加者をクラス優勝者とします。
- 2) タイムポイントは1秒につき1ポイントとします。
- 3) 同ポイントの場合は下記に従い順位を決定します。
 - ①走行タイムポイントを除いたペナルティポイントの少ない参加者
 - ②走行ポイントの少ない参加者
 - ③主催者の決定による

第19条 ペナルティ

事象	ペナルティポイント
① スタート指示の不遵守（走行）	30

	を試みなかつたり、あるいは即座に走行しない）	
②	マーカー（パイロン等）の移動・転倒、または走行境界線逸脱（1つの行為につき）	5
③	コースを区画するバリア等への接触（1つの行為につき）	5
④	車庫入れの入庫不足、停止位置で停止できなかった場合	5
⑤	フィニッシュ後の停止ラインの不停止	5
⑥	ミスコースの場合、当該ヒートの最も遅い走行タイムにペナルティポイント10を加算する	10

※コースを間違えて走行した場合、フィニッシュラインを通過した時点でミスコースとする。

例) 50.5秒で走行し、走行中にパイロン1つ移動した場合、55.5ポイントとなる。

第20条 安全規程

- 1) 服装は自由とします。

- 2) 靴はかかとが固定されるものに限られ、サンダル等は不可とします。
- 3) 競技中、乗車は純正状態で装備されているシートベルトを装着して下さい。
- 4) 同乗者は助手席に着座することとし、後部座席は不可とします。

第21条 付則

- 1) 本規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合、主催者の決定を最終とする。
- 2) 本競技に完走した場合、クローズクラスは国内Bラインセンス取得（別途30日以内の申請と申請料が必要）が可能です。

第22条

抗議

- 1) 参加者は自分が不当に処遇されていると判断するときにこれに対して抗議する権利を有する。但し、参加拒否・審判員の判定・スタート順位及び道路状態に対する抗議は受け付けない。

- 2) 抗議申し立ては文書によって行い、抗議料として1件につき21,200円を添え、競技長を経て競技会審査委員会に提出されなければならない。抗議料はその抗議が認められた場合にのみ返還される。

以上